

個人住民税（都・県民税、市区町村民税）の寄附金税額控除について

本学にご寄附いただいた個人の方で、寄附が行われた翌年1月1日に下記自治体にお住まいの方は、個人住民税（都・県民税、市区町村民税）の寄附金税額控除の対象となります。

所得税の確定申告の際に、住民税の寄附金税額控除もあわせて申告することにより、翌年度の住民税から控除されます。所得税の確定申告をせずに住民税の控除のみを受ける場合は、ご寄附いただいた翌年1月1日現在にお住まいの自治体へ申告してください。

○【都・県民税】本学への寄附金を個人住民税の税額控除対象として条例指定している都県

都県名	東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県
-----	------------------

○【市区町村民税】本学への寄附金を個人住民税の税額控除対象として条例指定している市区町村

都県名	市区町村名
東京都	文京区（2019年1月1日以降のご寄附が対象）、武蔵野市、狛江市、西東京市、八丈町、青ヶ島村、新島村
千葉県	千葉市、柏市、銚子市、市川市、館山市、木更津市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、勝浦市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
埼玉県	行田市、加須市、羽生市、鴻巣市、深谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、八潮市、富士見市、蓮田市、幸手市、日高市、吉川市、白岡市、三芳町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、ときがわ町、美里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町
神奈川県	平塚市、鎌倉市、茅ヶ崎市、逗子市、海老名市、綾瀬市、相模原市、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

(2019年11月29日現在)

$\text{住民税控除額} = (\text{寄附金額} \times -2,000 \text{円}) \times \text{控除率}$	※総所得金額等の30%を限度
--	----------------

※控除率は、都県民税4%、市区町村民税6%(指定都市にお住まいの場合は県民税2%、市民税8%)、都県と市区町村のどちらからも指定されている場合は合計10%です。

※本学において確認ができた自治体のみを記載しております。

個人住民税の寄附金税額控除が受けられるかどうかは、各自治体の条例により定められています。

上記以外および最新の状況につきましては、直接自治体の税務担当課へお問い合わせください。

※上記自治体より要請があった場合は、寄附者名簿を提出することとなっておりますのでご了承願います。寄附者名簿には、氏名・住所・寄附金額・寄附金受領日を記載いたします。

※寄附金税制の概要については、文部科学省のWEBサイトをご参照ください。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kaikei/zeisei/06051001.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/06051001.htm)